

# 琉球大学学術リポジトリ

## 債務不存在確認訴訟における応訴による時効障害の 範囲

メタデータ	言語: ja 出版者: 琉球大学人文社会学部・琉球大学大学院法務研究科 公開日: 2023-03-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 宮城, 哲 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24564/0002019631">https://doi.org/10.24564/0002019631</a>

## 債務不存在確認訴訟における応訴による時効障害の範囲

Range of the statute of limitations obstacle by rebuttal in the debt  
non-existence suit of confirmation

宮 城 哲

第 1 はじめに

第 2 本件訴訟の事案の概要と問題の所在

第 3 債務不存在確認訴訟における応訴による時効障害の範囲に関する考察

第 4 おわりに

### 第 1 はじめに

筆者は、琉球大学法科大学院の専任教員として教鞭をとりつつ、沖縄弁護士会に所属する弁護士としても活動している実務家教員であるが、弁護士業務において、原告 X（金融機関）の訴訟代理人として貸金返還等請求訴訟を提起したところ（以下「本件訴訟」という。）、債務者である被告 Y（会社）から様々な反論がなされる中で、債務不存在確認訴訟における応訴により主債務のみならず既発生利息及び損害金債務についても消滅時効の時効中断の効力が及ぶかという最高裁判例のない論点が主要な争点となり（以下「本件争点」という。）、この点について当事者双方が主張を尽くした結果、那覇地方裁判所判決令和 2 年 10 月 29 日判例集不登載<sup>1</sup>（以下「本件訴訟判決」という。）において、本件争点につき「前件訴訟<sup>2</sup>における原告<sup>3</sup>の応訴により、本件借入金債務は、元本のみならず既発生利息及び遅延損害金についても時効中断の効力が及ん

---

1 本訴：那覇地方裁判所民事第 1 部平成 31 年（ワ）第 121 号貸金返還等請求事件、反訴：令和 2 年（ワ）第 288 号根抵当権抹消登記等請求反訴事件

2 福岡高等裁判所那覇支部平成 20 年（ネ）第 135 号債務不存在確認請求控訴事件（原審：那覇地方裁判所平成 19 年（ワ）第 1910 号債務存在確認請求事件）

3 本件訴訟の原告は、前件訴訟（債務不存在確認訴訟）では被告の立場で応訴していた。

でいると認められる。」という判断がなされた。

筆者としては、民法を専門分野とする大学教員として、最高裁判例のない本件争点の検討は、民法の理論的研究としても重要だと考えた。そこで本件訴訟の原告訴訟代理人として、関係する判例・学説等の調査研究を行ったうえで、新たな法律構成を組み立てて主張した。これに対し、被告は、高名な民法学者の法律意見書<sup>4</sup>を提出し、同学者の見解を踏まえた反論をした。そして、裁判所は、双方の主張を踏まえたうえで、結論としては原告訴訟代理人である筆者の主張に沿った判断をした。しかし、その結論に至る理論的な筋道は、筆者の主張とは異なる枠組みで判断がなされていた。

以上のとおり、本件訴訟における最高裁判例のない本件争点についての当事者の主張や裁判所の判断は、実務上はもちろん学術的にも参考になると思料されることに加え、当事者双方の理論的な主張の内容や裁判所の判断枠組み等をあらためて整理分析したうえで、筆者なりに考察したことを紹介することは、理論的と実務の架橋という観点からも重要だと考え、本稿を執筆することにした次第である。

なお、平成29年改正民法（平成29年法律第44号。以下、改正後の規定は「民法〇条」といい、改正前の規定は「改正前民法〇条」という。）では、時効障害事由が見直され、従来の時効の中断及び停止という概念が廃止され、新たに時効の完成猶予及び更新という概念で整理し直されているところ（民法147条～161条）、本件訴訟は、改正前の民法規定の解釈・適用が問題となる事案であり、改正前の時効中断の範囲が主たる争点となっている。しかし、本件争点に関する当事者の主張や裁判所の判断、さらには本稿における考察は、改正後の時効障害事由である時効の完成猶予及び更新の範囲の問題としてそのまま置き換えられるものであり、改正後の現行民法の適用場面でも使える議論であることを付言しておく。

---

4 北海道大学名誉教授・北海学園大学大学院教授である松久三四彦教授作成の令和2年4月2日付け「意見書」（以下「松久意見書」という。）。なお、本件争点以外では、被告から慶応義塾大学名誉教授・専修大学法学部教授である中島弘雅教授の意見書も提出されていた。

## 第2 本件訴訟の事案の概要と問題の所在

### 1 本件訴訟の事案の概要

本件訴訟は、同一当事者・関係者間における長期間にわたる紛争に関するものであり、関連する二つの前件訴訟があるなど極めて複雑な背景事情があるうえ、主債務者である被告Yのみならず、その他にも連帯保証人2名が被告となっているなど、事実関係が極めて複雑で錯綜している。また、本件訴訟において被告らが主張していた反論も多岐にわたるうえ、被告らからの反訴も提起されているなど、事案のみならず、法律問題も複雑で錯綜している。

そこで、本稿では、検討する対象を、本件争点である債務不存在確認訴訟における応訴による時効障害の範囲という論点に絞ったうえで、事案の概要は、当該論点を論じるうえで必要な事実関係に絞り、できるだけ簡略化して紹介する。

#### 【事案の概要】

- |              |  |
|--------------|--|
| ①平成3年5月28日   | YがXから20億円を借り入れた。   |
| ②平成8年2月16日   | Yが手形不渡りを出して銀行取引停止処分を受け、支払停止となった。                         |
| ③平成9年9月30日   | YがXに対し借入金残債務3億3500万円を承認                                  |
| ④平成14年9月30日  | 上記借入金残債務につき消滅時効（以下「消滅時効1」という。） <sup>5</sup> が完成          |
| ⑤平成17年3月15日  | YがXに対し借入金残債務3億3500万円を黙示に承認                               |
| ⑥平成19年8月2日   | YがXに対し消滅時効1を援用   |
| ⑦平成19年11月14日 | YがXを被告として借入金残債務3億3500万円の債務不存在確認訴訟（前件訴訟）を提起（訴状では既発生の利息・損害 |

5 商法（平成29年法律第45条による改正前のもの）514条による時効期間5年間の商事消滅時効。

金債務の不存在確認請求は明示されていない。)

- ⑧平成 19 年 12 月 14 日 Y が前件訴訟において、借入金残債務 3 億 3500 万円が存在する旨答弁書で主張して応訴
- ⑨平成 21 年 3 月 25 日 前件訴訟判決 (⑤) による時効中断を理由として債務不存在確認請求棄却  
※ Y からの上訴なく同年 4 月頃上記判決が確定
- ⑩平成 31 年 2 月 21 日 X が Y を被告として貸金残元本 3 億 3500 万円に確定利息・損害金を加えた 18 億円及びそのうち元本に対する約定の遅延損害金の支払いを求めて貸金返還等請求訴訟 (本件訴訟) を提起

## 2 当事者の主張の概要

- (1) 本件訴訟において、被告は、まず、上記⑤の翌日から再度の消滅時効 (以下「消滅時効 2」という。) が進行し<sup>6</sup>、平成 22 年 3 月 15 日の経過により消滅時効 2 が完成しているから、これを援用する旨主張した。

しかしながら、この被告の主張に対しては、原告から、債務不存在確認訴訟において、被告が債権の存在を主張して勝訴の判決が確定したときは、被告の当該行為は、裁判上の請求 (改正前民法 147 条 1 号) に準じるものとして、当該債権について時効中断の効力を生ずるとされており (大判 (民事連合部) 昭和 14 年 3 月 22 日大民集 18 卷 238 頁 (以下「昭和 14 年判決」という。))。最判昭和 44 年 11 月 27 日民集 23 卷 11 号 2251 頁 (以下「昭和 44 年判決」という。)) も同旨。)、本件でも、平成 19 年 11 月 14 日付けで本訴被告が提訴した債務不存在確認訴訟 (前件訴訟)

---

6 最大判昭 41・4・20 民集 20・4・702 は、消滅時効完成後に債務者が債務承認をすれば信義則上消滅時効の援用は許されないとするが、最判昭 45・5・21 民集 24・5・392 は、消滅時効完成後の債務承認後に再び時効期間が進行することを認めている。

において、同年12月14日に本訴原告が債権の存在を主張して応訴し、平成21年3月25日付けでなされた請求棄却判決(本訴原告の勝訴判決)が確定したことで、裁判上の請求(改正前民法147条1号)に準じて時効中断の効力が生じている旨の反論をしたことにより、上記被告の主張は認められない見通しとなった<sup>7</sup>。

- (2) そこで、次に、前件訴訟の本訴原告勝訴判決確定後に再々度進行した消滅時効の完成の有無が争点となった。原告は、前件訴訟の判決確定により、本訴原告勝訴判決の理由でその存在が認められた本訴原告の請求権は、改正前民法174条の2の「判決によって確定した権利」にあたり、同条に基づき時効期間が10年となって再々度進行したが、10年経過前の平成31年2月21日に原告が本件訴訟を提起して裁判上の請求(改正前民法147条1号)をしたことにより、時効が中断している旨主張した。これに対し、被告は、債務不存在確認訴訟における応訴について改正前民法174条の2の適用の有無に関する最高裁判例がないことを前提に、同条については、債権者が主体的に権利の実現に向けて権利を行使したことを評価して時効期間を延長したものとみる視点が不可欠であり<sup>8</sup>、債務名義取得など主体的な権利の実現に向けた権利の行使ではない債務不存在確認訴訟における応訴の場合は、同条の適用はない旨主張した。

しかしながら、原告訴訟代理人である筆者としては、債務不存在確認訴訟における応訴の場合であっても、裁判所での審理の結果、債権の存在が公に確定されているのであるから<sup>9</sup>、改正前民法174条の2が適用されるのは当然であり、ここでも被告の主張も認められる見込みはほとんどなく、本件訴訟で、元本債権が時効消滅したと判断されることはほぼ

7 なお、被告は、本件訴訟において乙号証として提出した松久意見書9頁で言及された「債務不存在確認訴訟に応訴することは、いわゆる裁判上の催告の効力が認められるにとどまるべきである」という松久教授の見解(松久三四彦『時効制度の構造と解釈』有斐閣、平成23年、68頁)に基づく主張をしていたが、本件訴訟判決では、この見解は「昭和44年判決等に反するとまではいえないものの、現時点において判例通説となっているとは認められない」などの理由で採用されなかった。

8 松久・前掲『時効制度の構造と解釈』96頁以下の注(28)参照。

9 改正前民法174条の2の制度趣旨につき、川島武宜編『注釈民法(5)』有斐閣、昭和42年、369頁〔平井宜雄〕等参照。

ないと考えていた<sup>10</sup>。

- (3) 原告訴訟代理人である筆者としては、本件訴訟において、原告の主張が否定される可能性のあるほぼ唯一の実質的な争点は、次で詳しく検討する「債務不存在確認訴訟における応訴により主債務のみならず既発生の利息・損害金債務についても消滅時効の時効中断の効力が及ぶか」という本件争点であると考えていた。

### 3 本件争点の問題の所在

#### (1) 被告の主張

原告は、債務不存在確認訴訟における応訴により、元本債権のみならず、その時点で既に発生していた利息債権及び損害金債権についても消滅時効の時効中断の効力が及ぶことを前提に、元本債権3億3500万円のほか、確定した利息債権及び損害金債権合計約14億6500万円<sup>11</sup>についても合わせて請求していた。これに対し、被告は、当初は、元本債権の時効消滅を主張するにとどまっていたが、争点整理も最終段階にさしかかった頃に、次のような主張<sup>12</sup>をしてきた。

ア 最判昭和34年2月20日民集13巻2号209頁(以下「昭和34年判決」という。)は、裁判上の請求があったというためには、単にその権利が訴訟において主張されたというだけでは足りず、いわゆる訴訟物に

---

10 本件訴訟判決でも、「(改正前)民法174条の2は、適用の対象について「確定判決によって確定した権利」とのみ規定しており、債務不存在確認訴訟により権利が確定した場合を排除しているとは解しがたい・・・これらの事情を総合考慮すると、債務不存在確認訴訟における被告勝訴判決の理由となった被告の請求権は、(改正前)民法174条の2にいう「確定判決によって確定した権利」にあたりと解するのが文理上も解釈上も相当であるから、これにより、当該権利の時効期間は10年間になると解すべきである。」と判示されている。

11 この金額には、前件訴訟における応訴時点で既に発生していた利息債権及び損害金債権のほか、その時点では未発生であったが、その後発生した損害金債権も含む。

12 本件争点に関する被告の主張として裁判官が整理して本件訴訟判決に記載した主張を引用する。なお、被告は乙号証として松久意見書を提出し、その18頁以下には、本件争点に関する松久教授の見解も記載されていた。そして、被告の主張は、松久教授の見解を踏まえているはずであるが、松久教授の見解が正しく反映された主張ではないと思われるため、松久教授の見解は、第3の債務不存在確認訴訟における応訴による時効障害の範囲に関する考察の本文においてあらためて検討する。

なったことを要するとしている。

また、最判平成 25 年 6 月 6 日民集 67 卷 5 号 1208 頁（以下「平成 25 年判決」という。）は、可分債権の一部について判決を求める旨を明示して提訴された場合、提訴による裁判上の請求としての消滅時効の中断の効力は、その一部にのみ生じ、残部について、裁判上の請求に準じるものとして消滅時効の中断の効力を生じるものではなく、あくまで裁判上の催告として時効中断効を有するにとどまるとしている。

イ 前件訴訟において、被告は、本件借入金債務のうち元本 3 億 3500 万円の不存在確認を求めて提訴しているところ、元本債権と利息債権及び損害金債権とは別個の債権であるから、原告による前件訴訟への応訴により、裁判上の請求に準じるものとして時効中断の効力が及ぶとしても、その対象は本訴請求債権のうち元本部分のみに留まり、利息及び損害金合計 14 億 6500 万円には時効中断の効力は生じないから、平成 22 年 3 月 15 日の経過により消滅時効 2 が完成している。

ウ 被告は、令和元年 6 月 11 日、消滅時効 2 を援用した。

エ また、大阪高判昭和 45 年 4 月 17 日判タ 252 号 276 頁（以下「大阪高裁判決」という。）は、所得税の更正処分を争う行政訴訟の前訴において、被告が応訴して請求を棄却する旨の判決を求めたことは、本税については時効中断事由となとしたものの、加算税については、前訴の訴訟物となっていたと認める余地はないから、前訴における応訴が加算税についても時効の中断事由にあたるとは認められないとしているところ、この理は本件にも妥当するものである。

## (2) 原告の主張

原告訴訟代理人である筆者は、これらの被告の主張のうち、応訴時に既発生利息債権及び損害金債権については時効中断の効力は生じないという主張については、元本債権と利息債権及び損害金債権とは別個に処分可能な別個の債権であるという理論的な観点からも、また、前件訴訟では元本債権のみが訴訟物となっており、利息債権及び損害金債権は訴訟物となっていないなどの事実関係に照らしても、十分に理由のある



反論であると考えた。そこで、関係する判例・学説等を可能な範囲で調査したが、本件争点については、最高裁判例がないばかりでなく、本件争点を明示的に取り上げて論じられている学説も見当たらず、下級審でも本件争点そのものにつき判断した裁判例はなかった<sup>13</sup>。

そこで、原告訴訟代理人である筆者は、関連する民法の条文や最高裁判例等の分析から導かれる民法の体系的理解に照らし、最高裁判所であればこのような判断をするであろうと思われる新たな法律構成を組み立てて、次のとおり主張した。

#### ア 時効中断の範囲の判断基準について

時効中断の範囲については、改正前民法147条1項1号の「請求」に時効中断効が認められる根拠に照らして解釈すべきであり、その根拠は、権利者によって真実の権利が主張され、そのために真実の権利関係と異なる事実状態、すなわち、時効の基礎たる事実状態の継続が破られるからである。とすれば、権利者の権利主張により、時効の基礎たる事実状態の継続が破られたといえれば、時効中断が認められるのであって、権利主張が直接「債権の満足に向けた」給付の訴えでなされなくとも、確認の訴えで権利主張がなされた結果、当該権利の存

---

13 本件訴訟で、本件争点に関連するものとして当事者が主張で引用した下級審裁判例としては、被告の主張中の①前掲大阪高判昭和45年4月17日（大阪高裁判決）のほか、次のものがあつた。被告引用のものとして、②東京地判昭和48年5月29日行集24巻4・5巻415頁（保証として供託した金銭の利息債権が（改正前）民法第169条所定の時効により消滅したことを理由としてした利息払渡請求却下決定に違法はないとした事例）、③東京地判平成29年2月28日 LEX/DB インターネット文献番号25553849（被告の社債権者である原告が、被告に対し、社債償還請求権に基づいて社債元本及び利息等の支払を求めた事案において、本件社債の利息請求債務については消滅時効が完成していたとした事例）、④東京地判平成22年6月23日裁判所ウェブサイト（被告が得た利益に基づく対価請求についての遅延損害金のうち、原告が訴えの変更申立書を当裁判所に提出して遅延損害金の支払につき裁判上の請求を拡張した時まで、その支払期日から10年が経過している以前の分は、消滅時効が完成していると認められる旨判示したもの）、⑤大阪地判平成9年9月18日判タ992号166頁（原告らが請求の拡張申立をなしたのは、本件訴提起後3年以上経過した日であるから、請求の拡張部分については、裁判上の請求としての時効中断の効力が生じないことは明らかである旨判示したもの）。原告引用のものとして、⑥名古屋地判平成4年9月14日判示1476号139頁（時効中断している原債権の承継による求償権の時効中断の効力が求償権の損害金債権についても及ぶとされた事例）。

在が明らかになり、時効の基礎たる事実状態の継続が破られれば、時効中断が認められるというのが正しい民法の解釈である。だからこそ昭和14年判決等の判例が債務不存在確認訴訟における応訴に裁判上の請求に準じる時効中断効を認めているのである（この点で、時効中断の範囲を、債務名義取得あるいは債権の満足に向けた給付の訴えに限定しようとする被告らの主張は妥当でない。）。

そうだとすれば、時効中断の範囲についても、権利者がどのような権利主張をしているのか、すなわち権利者の権利主張の意思に基づいて判断されるべきであり、権利者の意思が明確でなければその意思解釈によって明らかにすることになる（判例もこのような基準で時効中断の範囲を判断していることは、例えば、いわゆる一部請求の事案において、権利者が明示に権利の一部のみについて権利主張した場合には、その部分に限って時効中断効を認めることになるが、権利の一部を除外する意思のない場合には、権利の全体について時効中断の効力が生ずる旨判示した最判昭45年7月24日民集24巻7号1177頁（以下「昭和45年判決」という。）等からも読み取れる。）。

#### イ 主たる権利と従たる権利の関係と権利者の権利行使の意思

民法上、従物は主物の処分に従い（民法87条2項）、従たる権利は主たる権利の処分に従うとされている（同条項類推適用<sup>14</sup>）。主物や主たる権利を処分する当事者は、特段の事情がない限り、従物や従たる権利も一緒に処分する意思を有することが通常であることから、かかる当事者の通常の意味を反映して、主物や主たる権利を処分する者は、反対の意思表示がない限り、従物や従たる権利を処分する意思を明示していなくても、従物や従たる権利を処分する意思があったと扱うのが妥当であるというのが民法の考え方であり、民法が示す価値判

---

14 主たる権利と従たる権利との関係については、主物と従物の関係についての民法87条のような明文規定はないが、判例・学説上、同条は権利についても準用ないし類推適用され、従たる権利は主たる権利の処分に従うとされている（最判昭和40年5月4日民集19巻4号811頁等参照）。

断である<sup>15</sup>。そして、この考え方は、処分の意思の場面だけに限定されるものではなく、権利主張の意思を問題とする場面にも当てはまる。

また、民法上、利息や損害金は主たる債務に「従たる」債務とされている（民法447条参照。同条は、既発生の利息や損害金を除外しておらず、既発生の利息や損害金も従たる債務としての性質を有する。）。

そうだとすれば、元本債権に従たる利息債権や損害金債権は、元本債権の処分に従うため（民法87条2項類推適用）、元本債権の存在を主張する権利者は、特に反対の意思がなければ、利息債権や損害金債権を主張する意思もあつたと解すべきである。

#### ウ 本件事案へのあてはめ

以上を前提に、本件において原告が前件訴訟の債務不存在確認訴訟に応訴したとき権利主張の範囲を検討すると、原告は主たる権利である元本債権の存在を主張しており、特に利息債権や損害金債権を除外する意思はなかったから、従たる権利である既発生の利息債権や損害金債権も主張する意思があつたと扱われ、その結果、時効中断の効力は利息債権や損害金債権にも及ぶというのが原告の主張である。

これに対し、被告は、既発生の利息債権と損害金債権については、基本権たる元金債権と別個独立の存在である旨主張しているが、既発生であっても利息債権と損害金債権が元本債権の従たる権利であるという性質は失わない（民法447条は既発生か未発生かを区別することなく利息や損害金に従たる債務であるとしている。また、大判昭2・10・22法律新聞2767号16頁（以下「昭和2年判決」という。）も、

---

15 民法87条2項については、社会経済上の立場から個人の権利を不当に侵害しない範囲でひろく従物は主物と運命をとにもするという原理をのべたものとする見解と、主物処分者の意思解釈の規定にすぎないとする見解がある（林良平・前田達明編『新版注釈民法(2)』有斐閣、平成3年、633頁、636頁、〔田中整爾〕）。原告の主張は、後者の見解と整合的であるが、前者の見解も、主物処分者の意思だけでなく、社会経済上の要請も考慮してひろく従物は主物と運命をとにもさせようという見解であり、同条が主物処分者の意思解釈の規定として機能することを否定するものではないし、ひろく従物や従たる権利を主物や主たる権利の処分に従わせる見解であるから、むしろ原告の主張と整合的ともいえる。結局、いずれの見解からも原告の主張は成り立つことになる。

既に生じた遅延利息の債権は元本債権から独立して存在する権利であって、別個に譲渡の目的となりうるものであっても、同債権は元本債権に付随して生じた権利であるため、元本債権が譲渡されたときには、特に反対の証拠のない限り、それ以前に生じた遅延利息債権も同時に譲渡されたものと認められるとする。)

ただ、既発生の利息債権や損害金債権は、通常は元本債権に付随して処分されるが、元本債権と別個に処分することも可能である。そこで、例えば、債務名義を取得する目的で給付の訴えを提起する場合、既発生の利息債権や損害金債権があるにもかかわらず、あえて元本債権だけを請求したような場合には、既発生の利息債権や損害金債権については除外する意思があったと解釈される余地がないわけではない。

しかし、本件事案は、既に倒産していた被告から元本債権につき債務不存在確認訴訟が提起されたので、裁判所による公の判断により元本債権が存在することを明らかにしてもらうために原告が応訴した事案であるところ、被告に支払能力がないため、原告としては、保証人から任意の弁済がなければ、最終的には物上保証人が設定している根抵当権を実行して回収を図ることになる事案であるから、そもそも債務名義を取得するために反訴を提起する必要はなく、応訴で権利の存在が明らかにされれば足りる事案であった。このような事情においては、原告が既発生の利息債権や損害金債権を殊更に除外する意思があったと認めるに足りる特段の事情はないことも明らかであろう。

よって、本件において原告が前件訴訟の債務不存在確認訴訟に応訴したとき、特に利息債権や損害金債権を除外する意思はなかったから、主たる権利である元本債権を主張している原告には、従たる権利である既発生の利息債権や損害金債権も主張する意思があったと扱われ、その結果、時効中断の効力は利息債権や損害金債権にも及ぶことになる。

エ 利息債権や損害金債権が前件訴訟の訴訟物でないことについて

被告は、昭和 34 年判決等を根拠に、訴訟物となっていない債権に

については裁判上の請求による時効中断効はない旨主張しているが、判例の理解が面的であり、適切でない。

確かに、昭和 34 年判決は「裁判上の請求があったというためには、単にその権利が訴訟において主張されたというだけでは足りず、いわゆる訴訟物になったことを要する」と判示している。

しかし、最判昭 44 年 11 月 27 日民集 23 卷 11 号 2251 頁（以下「昭和 44 年判決」という。）は、抵当権設定登記抹消登記手続請求訴訟の応訴における被告の被担保債権の主張につき「裁判上の請求に準じる」ものとして消滅時効中断の効力を認めており、訴訟物となっていない被担保債権についても、裁判上の請求に準じる時効中断効を認めている。このように、判例は、「裁判上の請求」そのものの時効中断効の成否が問題となっている場合には、原則として訴訟物となっているか否かを判断基準としているものの、債務不存在確認訴訟における応訴等による「裁判上の請求に準じる」時効中断効については、必ずしも訴訟物になっているか否かを判断基準にはしていない。そして、本件事案は、「裁判上の請求に準じる」時効中断効が問題となる事案なので、事案の異なる昭和 34 年判決等の基準を用いて形式的に判断するのは適切ではないのである。

#### オ 大阪高裁判決について

なお、大阪高裁判決は、債務不存在確認訴訟における応訴の事案である点では、本件事案に類似するが、しかし、税法上の「加算税等が・・・本税とは別個に発生する独立の税金で別個に納付を命ぜられるもの」であり、本税と加算税は主たる権利と従たる権利の関係になく、民法 87 条 2 項類推適用は問題とならない事案に関する裁判例である。したがって、民法 87 条 2 項の類推適用がある本件事案には、その射程は及ばない。

### 第3 債務不存在確認訴訟における応訴による時効障害の範囲に関する考察

#### 1 本件争点に関する本件訴訟判決の内容

本件訴訟判決は、本件争点につき、次のように判示した（事案の簡略化に応じて、判決文における被告会社名や相被告名等も一部簡略化している）。

- (1) 前提事実 (6) イ<sup>16</sup>のとおり、前件訴訟において、被告は、本件金銭消費貸借契約上の債務3億3500万円が不存在であることの確認を求めていることが認められ、訴状の明文上、既発生の利息債務及び遅延損害金債務が不存在であることの確認を求める記載はなされていない。
- (2) 被告らは、元本債権と利息債権及び損害金債権とは別個の債権であるところ、前件訴訟において、被告は、本件借入金債務のうち元本3億3500万円の不存在確認を求めて提訴しているから、前件訴訟において訴訟物となっているのは本件借入金債務元本部分のみであり、時効中断の効力はこの範囲のみにとどまると主張する。

そして、その根拠として、昭和34年判決が、裁判上の請求があったというためには、その権利がいわゆる訴訟物となったことを要することや、平成25年判決が、可分債権の明示の一部請求は、残部について裁判上の請求に準ずるものとして消滅時効の中断の効力を生ずるものではないとしていることを指摘する。

- (3) そこで、以下この点について検討する。

ア 被告らが指摘するとおり、元本債権と利息債権及び損害金債権とは別個の債権である。平成25年判決に照らせば、給付訴訟において、権利者が元本債権のみを訴訟物とした場合、権利者は明示の一部請求として元本債権のみを請求し、既発生の利息債権等については請求していないことが明らかであるから、当該給付訴訟の提起による時効中

---

16 「被告は、平成19年11月14日、原告に対し、本借入金債務3億3500万円の債務不存在確認訴訟（略）を提起した。前件訴訟の訴状には、請求の趣旨として、「被告と原告との間で、平成3年5月28日付け金銭消費貸借契約上の債務3億3500万円が不存在であることを確認する。」と記載され、請求原因事実として、①本件消費貸借契約の締結、②被告の倒産、③本件債務引受及び被告の承認、④消滅時効1の完成と援用、並びに⑤確認の利益（原告は、未だ本件借入金債権を有していると主張している）が記載されていた。」

断の効力は、請求の対象となっていた元本債権のみに及ぶにとどまると解するのが相当である。

イ しかし、債務不存在確認訴訟においては、これを提起した債務者としては、元本部分について不存在を確認する勝訴判決が得られれば、特段の事情のない限り、既発生 of 利息債権及び損害金債権についても実質的に不存在が確認されることになるから、債務者において、あえて利息債権等についての不存在確認を明示に求める必要性は存在しないこととなる。

逆に、債務者が、利息債権等が発生しているにもかかわらず、殊更に元本債権のみについての不存在確認を求め、あえて利息債権等についての不存在確認を求めないという意思で訴訟提起をするという事態は、通常考え難く、何らかの特段の事情のない限り存在しないものと解される。

また、民法上、利息や損害金は、主たる債務である元本とは別個の債務であるものの、これに従たる債務とされており、民法87条2項の類推適用により、主たる債務たる元本債務の処分に従うこととなると解される。原告が指摘する昭和2年判決も、この理を前提とするものと解される。

被告らの指摘する大阪高裁判決は、本税と加算税という主従の関係にない権利について判断したものであるから、本件と事案を異にするものであることが明らかである。

よって、特段の事情のない限り、債務不存在確認訴訟において債務者が利息債権等を不存在確認訴訟の対象としなかったことをもって、これらを確認対象から除外する意思があったと認めることは相当ではないと解される。

ウ しかるに、前件訴訟において、被告に上記の特段の事情があったとは認められないし、被告が、利息債権等の不存在確認を求めない意思を明示していたとも認められない。

エ 次に、原告についてみると、原告は、前件訴訟の提起を受けて、これに応訴するにとどまり、反訴の提起をしていない。しかし、これに



ついて原告は、被告に資力がないことから、反訴を提起する必要はなく、応訴で権利の存在が明らかにされれば足りたからであり、原告には既発生の利息債権や損害金債権を除外する意思がなかったと主張するところ、前提事実(3)ア<sup>17</sup>のとおり、被告が平成8年2月16日に支払停止になっていたこと、同エ<sup>18</sup>のとおり全事業を訴外会社に譲り渡していることに照らせば、上記原告の主張は合理的であって信用できる。

よって、前件訴訟における応訴の当時、原告においても、既発生の利息債権等を除外する意思はなく、既発生の利息債権や損害金債権の存在を主張する意思を含んでいたと解するのが相当である。

オ 上述のとおり、前件訴訟においては、被告においても、原告においても、本件借入金債務の元本のみの存否について争い、既発生の利息や遅延損害金の存否を争わない趣旨ではなかったものと認められる。

したがって、前件訴訟において利息債権等が訴訟物となっていなかったことについて、数量的に可分の一部についてのみ判決を求める旨を明示して訴えが提起されたものと同視することはできず、平成25年判決の射程の及ぶものではないと認められるから、この点に関する被告らの主張には理由がないことになる。

カ 加えて、原告も指摘するとおり、昭和44年判決は、根抵当権設定登記抹消登記手続請求訴訟において、被告が、被担保債権が存在する旨応訴したことをもって「裁判上の請求に準じる」ものとして時効中断の効力を認めており、訴訟物となっていない被担保債権についても時効中断効を認めているから、訴訟物とならない限り時効中断効は認められないとする被告らの主張にも理由はないこととなる。

(4) なお、被告らも主張するとおり、原告において、消滅時効2が成立するまでの間に、給付訴訟を提起することは可能であったと解される。ま

---

17 「被告は、平成8年2月16日、手形不渡りを出して銀行取引処分を受け、支払停止となった。」

18 「平成8年9月5日、被告と訴外会社は、訴外会社が被告の全事業・・・を30億円で譲り受ける契約を締結した。」



た、前件訴訟において、既発生の利息や遅延損害金についても権利主張がなされていたとしても、これらが訴訟物になっていなかったことは明らかであるから、時効中断の効力を直ちにこれらに及ぼすべき理由に乏しいとも解しうる。

しかし、前件訴訟においては、原告及び被告のいずれも、既発生の利息等を審理の対象外とする意思を有していなかったのであるから、これらについて時効中断の効力が及ぶと解しても、被告において不意打ちとなるものではなく、ほかに本件において時効中断の効力を限定的に解すべき理由も見当たらないから、上記結論は左右されない。

- (5) したがって、前件訴訟における原告の応訴により、本件借入金債務は、元本のみならず既発生の利息及び遅延損害金についても時効中断の効力が及んでいると認められる。この点に関する被告らの主張には理由がない。

## 2 本件訴訟判決の分析と時効障害の範囲に関する考察

### (1) 本件訴訟判決の分析・評価

本件争点につき、本件訴訟判決は、結論として、債務不存在確認訴訟における応訴により、主債務のみならず既発生の利息債務及び損害金債務についても消滅時効の時効中断の効力が及ぶとしており、妥当である。

しかしながら、その結論を導く理論構成として、(1) 前件訴訟で明示的には既発生の利息債務及び損害金債務が不存在であることの確認は求められていない旨問題の所在となる事実関係を指摘したうえで、(2) 昭和34年判決や平成25年判決を根拠として前件訴訟の訴訟物とはなっていない利息債務等には時効中断の効力が及ばない旨の被告の主張を指摘し、(3) 被告の主張を検討するという位置づけで、まず、前件訴訟において被告が利息債権等の不存在を求めない意思を明示していたとは認められないことを明らかにし(ア～ウ)、次に、原告においても既発生の利息債権等を除外する意思はなく、既発生の利息債権等の存在を主張する意思を含んでいたと解するのが相当だとしたうえで(エ)、これらを

理由に、本件事案は明示の一部請求の事案ではなく、平成 25 年判決の射程が及ばないから、残部について時効中断の効力が生じないという被告の主張に理由がないとし（オ）、さらに、昭和 44 年判決を根拠に、訴訟物とならない限り時効中断効は認められないという被告の主張も理由がないとした（カ）。さらに、(4) 原告及び被告のいずれも既発生の利息等を審理の対象外とする意思がなかったことを理由に、これに時効中断の効力が及ぶと解しても被告に不意打ちになるものではないことなど結論が不当ではないことを付け加えたうえで、(5) の結論を導いているが、このような理論構成ないし判断枠組みには次のとおり疑問がある。

ア 前件訴訟における被告の意思の検討の必要性について

本件訴訟判決は、(3) ア～ウにおいて、前件訴訟において債務者が利息債権等の不存在を求めない意思を明示していたとは認められないと認定し、これを理由にオの結論を導いて被告の主張に理由がないとしている。確かに、ア～ウは (4) で指摘された被告にとって不意打ちとはならないことには結びつき、結論の妥当性を基礎づける一事情となりうるので、論じる実益がないとはいえない。

しかしながら、時効中断の効力の範囲を論じるうえでは、必ずしも必要のないことを検討していると言わざるを得ない。なぜなら、時効中断の効力の範囲は、時効中断の根拠に照らして判断すべきであり、本件では、原告が前件訴訟で応訴して裁判上（審判の対象となる）権利を行使する意思を明らかにしたことが、改正前民法 147 条 1 号の「(裁判上の) 請求」に準じるものとして時効の進行を止める根拠となる<sup>19</sup>。したがって、時効中断の範囲を論じるうえでは、原告の権利行使の意思の範囲を明らかにすればよく、被告の意思の範囲を検討する必要はないからである<sup>20</sup>。被告の主張において昭和 34 年判決や平成 25

19 改正前民法 147 条 1 号の「(裁判上の) 請求」が問題となる場面ゆえ、原告の権利主張の意思の範囲が問題となる。なお、改正前民法 147 条 3 号の「(債務の) 承認」が問題となる場面ではであれば、債務者がどの範囲で債務の存在を承認したのかという意味で債務者の意思の範囲の検討が必要となる。

20 例えば、一部請求における時効中断の範囲を検討する際、原告の権利行使の意思は明らかにする必要があるが、被告の意思は問題とならないことと同じである。

年判決を根拠に明示の一部請求の議論がなされていたので、これに引きずられ、給付訴訟における一部請求の際の原告の意思を明らかにするための検討を、債務不存在確認訴訟の場合に置き換えて検討したと思われるが、時効中断事由としては、改正前民法 147 条 1 号が問題となる事案であるから、債務者の意思の範囲を検討するのは適切ではない。

イ 前件訴訟の応訴における原告の意思の検討の適切性について

本件訴訟判決は、(3) エにおいて、原告においても既発生の利息債権等を除外する意思はなく、既発生の利息債権等の存在を主張する意思を含んでいたと解するのが相当だとしており、その結論は妥当であるし、考慮している事実関係も適切である。

しかしながら、結論を導く理論構成が、原告の主張が信用できるという理由で原告の主張どおりに原告の意思を認定するというものであり、やや強引で適切さに欠けるという印象である。本件では、原告の意思の範囲につき、原告・被告間で争いがあり、原告が応訴した際に既発生の利息債権等につき明示していないという客観的な事実には照らせば被告の主張にも相当な理由があるから、原告の主張の方が信用できると言い切るのはやや強引だと思われる。このような場合には、合理的意思解釈によって原告の意思を確定するのが穏当である。そして、その際、民法 87 条 2 項という民法規定から読み取れる主たる権利者の合理的意思に基づいて解釈することで民法の体系的理解を踏まえた解釈論となり、説得力が増すと思われる。

ウ その他

その他、本件訴訟判決は、本件争点の判断について規範を立てるのではなく、いわゆる事例判決として様々な事情を総合考慮して妥当な結論を導いているが、法的安定性の観点からは、具体的妥当性を確保できるような適切な規範を定立したうえで、事案の解決を図ることが望ましい。また、既に指摘したことと重なるが、本件訴訟判決は、被告の主張に理由がないことの論証に重点がおかれ (3) オ、カ)、被告の主張に理由がないことが主な理由となって結論 (5) を導いてい

るように読めるが、なぜ前件訴訟における原告の応訴により、本件借入金債務の元本のみならず既発生利息及び遅延損害金についても時効中断の効力が及んでいると解するのか、その積極的な理由を時効中断の根拠と結びつけて論じることが望ましい。

## (2) 時効障害の範囲に関する考察

本件訴訟判決は、結論において原告に勝訴判決をもたらすもので、原告訴訟代理人としては大変有難い判決であったが、上記第3の2(1)で検討したとおり、結論に至る理論構成は、必ずしも適切だとは言いがたく、そのまま今後の実務上・学術上の参考にすべきものとは言えない。

筆者としては、本件争点について今後の実務上・学術上の参考にすべきものは、上記第2の3(2)で原告の主張として述べた筆者の見解であると考えているが、以下で、平成29年改正民法等も踏まえて新たに考察したことを述べ、本件争点を検討するうえでのポイントとなることを指摘したうえで、あらためて実務的にも学術的にも今後の参考になると思われる見解を整理して述べておきたい。

### ア 平成29年改正民法における時効障害事由の見直し

平成29年改正民法では、時効障害事由が見直され、従来の時効の中断及び停止という概念が廃止され、新たに時効の完成猶予及び更新という概念で整理し直されたが(民法147条～161条)、制度の内容に合わせて概念を整理したに過ぎず、内容面で大きな変更はないから、本件争点も含め、改正前の時効中断に関する議論の多くは、改正後の時効の完成猶予や更新の議論にも引き継がれる。

単に引き継がれるだけではなく、改正による時効障害の概念整理は、これまでの時効障害の根拠や時効障害に関する判例をより深く理解するうえで、重要な示唆を与えている。

すなわち、改正後民法の時効障害事由は、①権利行使の意思を明らかにしたと評価できる事実が生じた場合を「完成猶予」事由、②権利の存在について確証が得られたと評価できる事実が生じた場合を「更

新」事由として整理し直しており<sup>21</sup>、裁判上の請求に関する民法147条は、①裁判上の請求をした時点で時効の完成を猶予し（1項1号）、②確定判決によって権利が確定した時点で時効の更新を認める（2項）という2段階の規定となっている。つまり、①裁判上の請求をすれば、権利行使の意思を明らかにしたと評価できるから、時効の完成を猶予し（民法147条1項1号）、②勝訴判決が確定すれば権利の存在について確証が得られたと評価できるから、時効の更新を認めるのである（同条2項）。

これを改正前の裁判上の請求による時効中断に置き換えて考えると、時効中断の根拠は、まずは、裁判上の請求により権利行使の意思を明らかにした（権利の上に眠る者ではない）から、時効の進行が止まり、勝訴判決が確定すれば権利の存在が明らかになる（消滅時効の基礎である権利の存在不明な継続的な事実状態がなくなる）から、時効がリセットされ新たに進行するのである。

#### イ 本件争点を検討する2つのポイント

##### （ア）債権者の権利行使の意思を明らかにすること

債務不存在確認訴訟における応訴が裁判上の請求に準じる時効中断事由とされる根拠は、応訴において債権者が権利行使の意思を明らかにしたからである。したがって、時効中断の範囲を検討するにあたっては、債権者の応訴における権利行使の意思の範囲を明らかにすることが重要なポイントとなる。

そして、債権者の権利行使の意思の範囲について当事者間に争いある場合には、合理的意思解釈によってその意思の範囲を明らかにすべきである。

本件事案は、主たる権利である元本債権については権利行使の意思は明らかであるが、従たる権利である利息債権及び損害金債権（民法447条）についての権利行使の意思は明示されていない事案であるところ、主たる権利と従たる権利については、民法

---

21 潮見佳男『民法（債権関係）改正法の概要』きんざい、平成29年、37頁参照。

87条2項の類推適用があり、主たる権利を処分する意思があれば、従たる権利を処分する意思を明示していなくても、反対の意思表示がない限り、従たる権利も処分する意思があるのが通常であるという権利者の合理的意思を反映して、主たる権利の処分に従たる権利が従うことになる。この理は、権利行使の意思にも当てはまるから<sup>22</sup>、主たる権利を行使する意思があれば、従たる権利を行使する意思を明示していなくても、反対の意思を認めるに足りる特段の事情がない限り、従たる権利を行使する意思があったものとするべきである。

(イ) 債務不存在確認訴訟での応訴に時効中断効を認める判例の理解

筆者としては、本件争点を考えるもう一つの重要なポイントとして、債務不存在確認訴訟での応訴に時効中断効を認める昭和14年判決や昭和44年判決等の判例法理における最高裁判所の価値判断を正しく理解する必要があるということを指摘したい。

かかる判例法理は、民法規定よりも時効中断の範囲を広げ、消滅時効の成立の範囲を狭めるものであるが、大審院時代の昭和2年判決で認められ、昭和44年判決で最高裁判所でも承認されている<sup>23</sup>。かかる判例法理の基礎には、消滅時効制度は、債務者がその存在が明らかな債務の弁済をしなくてもいいという不道德な側面を有する制度であるという考慮があり、それゆえに判例は、権利行使の意思が明らかにされれば、債務不存在確認訴訟に対する応訴に裁判上の請求に準ずる時効中断効を認めて時効を一旦止め、その後権利の存在が確定すれば時効をリセットする扱いにし

22 権利の「処分」について、主たる権利の処分意思は従たる権利の処分意思を伴うのが通常であると考えるのであるから、その前提となる権利の「行使」についても、主たる権利の行使の意思は従たる権利の行使の意思を伴うのが通常であると考えるのが民法の価値観に合致した解釈である。

23 その他、取得時効の時効中断の事案であるが、最大判昭和43年11月13日民集22巻12号2510頁は、所有権に基づく抹消登記手続請求訴訟において、被告が自己に所有権があることを主張して応訴し、勝訴した場合に、裁判上の請求に準じて時効中断効を認めている。

ているのである。そして、かかる判例法理は、債務不存在確認訴訟においては、債権者にとってコストのかかる反訴をしなくても、時効中断効を認めるのが妥当であるという価値判断を示していることにも注目すべきである。つまり、債務名義の取得を目的としなくても時効中断の効力を認めるのが判例法理の考え方なのである。

#### ウ 本件争点に関する筆者の見解

以上の考察に加え、本件争点が、既発生の利息債権及び損害金債権を問題としており、既発生 of 利息債権等は主たる債権である元本債権と切り離して別個の処分することもできることを考慮する必要があることを踏まえ、上記第2の3(2)で述べた原告の主張を整理すると、本件争点については、次のように考えるべきである。

債務不存在確認訴訟における応訴が裁判上の請求に準じる時効中断事由とされる根拠は、応訴において債権者が権利行使の意思を明らかにしたからである。したがって、時効中断の範囲を検討するにあたっては、債権者の応訴における権利行使の意思の範囲を明らかにすることが必要となる。

そして、債権者の権利行使の意思の範囲について当事者間に争いある場合には、合理的意図解釈によってその意思の範囲を明らかにすべきである。

主たる権利である元本債権については権利行使の意思は明らかであるが、従たる権利である利息債権及び損害金債権(民法447条)についての権利行使の意思は明示されていない事案においては、主たる権利を行使する意思があれば、従たる権利を行使する意思を明示していなくても、反対の意思表示がない限り、従たる権利を行使する意思があったものと考えらるべきである。なぜなら、主たる権利と従たる権利については、民法87条2項の類推適用があり、主たる権利を処分する意思があれば、従たる権利を処分する意思を明示していなくても、反対の意思表示がない限り、従たる権利も処分する意思があるのが通常であるという権利者の合理的意図を反映して、主たる権利の処分に

従たる権利が従うことになる。この理は、権利行使の意思にも当てはまるから、主たる権利を行使する意思があれば、従たる権利を行使する意思を明示していなくても、反対の意思を認めるに足りる特段の事情がない限り、従たる権利を行使する意思があったものと考えべきだからである。

もっとも権利行使時に既発生の利息債権等は、従たる権利ではあるが、主たる債権である元本債権と切り離して処分可能であるから、例えば、債務名義を取得する目的で給付の訴えを提起する場合、既発生の利息債権や損害金債権があるにもかかわらず、あえて元本債権だけを請求したような場合には、既発生の利息債権や損害金債権については除外する意思を認めるに足りる特段の事情があったと認められることになる。

しかしながら、債務不存在確認訴訟においては、本件事案のように債務者自身は資力が乏しく、保証人や物上保証人に対する責任追及によって債権回収を図らざるを得ない場合、反訴をせずに、応訴によって時効障害効を得ることが債権者の通常の対応だと考えられる。少なくともこのような事情がある場合には<sup>24</sup>、債権者が既発生の利息債権や損害金債権を明示しなくても、これらを除外する意思があったと認めるに足りる特段の事情はないというべきである。

以上が、本件争点を解決するうえに用いるべき規範についての筆者の見解である。

### (3) 本件争点に関する松久教授の見解とそれに対するコメント

本件訴訟において原告の主張をする前提として調査した際には、本件争点についてはこれを明示的に論じた学説は見当たらなかったが、本件訴訟において提出された松久意見書には、本件争点についての松久教授

---

24 民法87条2項類推適用が理論的根拠であること、判例が債務不存在確認訴訟においては反訴をしなくても応訴による権利主張で時効障害の効力を認めていることなどに照らせば、本文のような事情がなくとも、債務不存在確認訴訟の応訴では、あえて従たる権利を除外する意思を認めるに足りる特段の事情がない限り、従たる権利についても権利行使の意思があったと認められることになる。



の見解が記載されており、貴重だと思われるので、最後にこれを紹介したうえで、若干のコメントを述べておきたい。

ア 本件争点についての被告が乙号証として提出した松久意見書には、本件争点に関する第7の1で前件訴訟の訴訟物が残元金債権であったこと確認したうえで、第7の2以下で次のような松久教授の見解が記載されていた。

## 2 裁判上の請求により時効が中断する債権の範囲－訴訟物

裁判上の請求により時効が中断する債権の範囲は、裁判上の請求により時効が中断する（再度時効がゼロから進行を開始する）根拠に照らして解釈すべきものです。この根拠は債権の満足に向けた債権者の権利行使があったことに求めるべきであり、債権の満足に向けた債権者の権利行使といえるためには、当該債権が訴訟物となっており、既判力をもって確定される（これにより、裁判上の請求が給付訴訟であれば債務名義を取得します）ことが必要です。判例も、「裁判上の請求による時効の中断が、請求のあった範囲においてのみその効力を生ずべきことは、裁判外の請求による場合と何等異なるところはない。そして、裁判上の請求があったというためには、単にその権利が訴訟において主張されたというだけでは足りず、いわゆる訴訟物となったことを要するものであって、（改正前）民法149条、同157条2項、（改正前）民訴235条等の諸規定はすべてこのことを前提としているものと解するべきである。」と述べています（最判昭和34年2月20日民集13巻2号209頁）。

## 3 Y1別訴におけるXの応訴（X勝訴）による時効中断の範囲

(1) このように、裁判上の請求により時効が中断するためには訴訟物となったことが必要であるとすると、Y1別訴における訴訟物は基本権たる残元金債権3億3500万円であり、Xが応訴して債権の存在を主張したのはこの基本権である残元金債権3億3500万円についてだけですから、この応訴が裁判上の請求に準じるとしても、時効が中断するのはこの残元金債権に限られます。なお、

この残元金債権 3 億 3500 万円は、残元金の全部ですから、ここでは一部請求と時効中断の範囲（1 個の可分な債権の一部請求によってその債権の残部についても時効は中断するか）の問題は生じません。また、基本権たる残元金債権から発生した支分権たる利息債権及び遅延損害金債権（以下「利息債権及び遅延損害金債権」といいます。）は、既発生のものについては、基本権たる残元金債権と別個独立ですので、この一部請求と時効中断の範囲についての考え方をそのまま当てはめることはできません。

- (2) 仮に、X が Y 1 に対して応訴して争った内容を、応訴ではなく反訴として請求したとすると、X は残元金 3 億 3500 万円だけを請求したことになり、時効が中断するのは訴訟物となった残元金 3 億 3500 万円についてだけです。この基本権から発生した利息債権及び遅延損害金債権についての請求は一切なく、訴訟物になっていませんので、既発生の利息債権及び遅延損害金債権は、X の Y 1 に対する残元金債権とは独立して時効が進行します。応訴が時効中断のとの関係で裁判上の請求に準じるとしても、反訴として裁判上の請求をした場合以上のことはありえません。したがって、本訴が提起された平成 31 年 2 月 21 日までに 5 年が経過した利息債権及び遅延損害金債権の消滅時効は完成している<sup>25</sup>と考えます。

#### イ 松久教授の見解に対するコメント

以上の松久教授の見解と筆者の見解の根本的な差異は、時効障害の根拠についての理解の違いと債務不存在確認訴訟での応訴に時効障害を認める昭和 14 年判決等の判例法理に対する評価の違いにあると思われる。

25 本件争点の残された問題としては、筆者の見解でも、既発生の利息債権等たる権利を排除する反対の意思表示が認められる場合、既発生の利息債権には時効中断の効力が及ばないことになるが、応訴の時点で未発生であった損害金債権等の消滅時効がどうなるかということも問題となる。この点については、松久教授の見解として記載されているとおり、その後の裁判上の請求等の時点から遡って 5 年以上経過している損害金債権の消滅時効は完成していると考えて処理することになるとと思われる。

すなわち、松久教授は、時効障害の根拠については、債務名義取得等債権の満足に向けた権利行使であることを重視し、昭和 14 年判決等の判例法理については、債務名義に向けた権利行使ではないから、その効力の範囲をできるだけ小さくすべきであると評価していると解される。これに対し、筆者は、時効障害の根拠については、権利主張の意思を明らかにしていれば完成猶予の根拠として十分であると考え、昭和 14 年判決等の判例法理についても、消滅時効には不道德な側面もあることを考慮し、勝訴判決により権利の存在が明らかになった債務不存在確認訴訟に対する応訴には時効の更新を認めるのが妥当であると考えるので、権利主張により訴訟物ないし債務名義となるかということは必須の条件ではないことになる。

そして、平成 29 年改正による時効障害事由の見直しも含めた民法規定や最高裁判例の価値判断により整合的なのは、筆者の見解だと考える。なぜなら、松久教授の見解は、債務名義となることが必要だと考えている点で昭和 44 年判決に反する考え方であることなどに照らせば、最高裁判例と整合しない考え方であることが明らかであるからであり、筆者の見解はこれまで述べてきたとおり民法規定や判例法理の価値観に忠実に解釈している見解であるからである。実際、本件訴訟判決も、松久教授の見解も踏まえうえて、筆者の見解に沿った判決をしている。

なお、誤解のないように付言しておく、見解の優劣を競っているのではないし、理論的な正しさについて言及しているわけでもない。実務においては、条文や判例の価値観に忠実な考え方が法的安定性の観点からも妥当だと考えられており、今後の実務を行ううえて、どちらの見解がより参考になるのかという観点からの比較に過ぎないことを付言しておく。

#### 第 4 おわりに

本件訴訟判決は第 1 審判決であり、被告らの控訴により福岡高等裁判所那覇

支部に係属したが<sup>26</sup>、控訴審で和解が成立した。そのため、最高裁判所での判断はなされなかったが、筆者としては、もし最高裁判所が本件争点について判断すれば、筆者と同様の判断をするのではないかと密かに期待していたところであった。

結局、本件争点は、最高裁判例のない論点として残ったが、本件訴訟における本件争点についての当事者の主張や裁判所の判断、そして、筆者なりの本件訴訟判決の分析・評価や本件争点についての考察結果を紹介することは、実務上はもちろん、学術的にも参考になるものと考えて本稿を執筆した次第である。不十分な点多々あると思われるが、本稿が読者にとって何らかの参考になれば幸いである。

以上

---

26 福岡高等裁判所那覇支部令和2年(ネ)第86貸金返還等請求及び根抵当権抹消登記等請求反訴控訴事件